

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 70 号	法 規 集	第 14 編第 1 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局子ども教育支援課		
条 例 の 概 要	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「法律」という。)第 11 条第 2 項に基づき、県教育委員会が設置する教科用図書選定審議会の委員の定数を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも必要な条例か。)	本条例は、法律第 11 条第 2 項により、都道府県に置くと規定された教科用図書選定審議会について、同条第 3 項において、条例で定めると規定された委員の人数を定めるために制定したものであり、県として必須の条例である。	
	有効性  (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定める人数の委員で組織している審議会は、県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、県教育委員会委員長の諮問を受け採択基準等を審議しており、採択権者である市町村教育委員会等に対し、適切な指導、助言等を行う上で有効に機能している。	
	効率性  (現行の内容で効率的といえるか。)	教科用図書選定審議会の審議内容は、原則 4 年に 1 回の検定教科書の採択替えの有無等によって異なってくるため、委員の定数に幅をもたせ、毎年度の審議内容に応じて、適正な審議を確保しつつ必要な人数の委員を任命できるようにしており、効率的である。	委員の定数 平成 20 年度 20 人 平成 19 年度 16 人 平成 18 年度 16 人 平成 17 年度 20 人 平成 16 年度 20 人
	基本方針適合性  (県政の基本的な方針に適合しているか。)	法律の規定に基づき、教科用図書選定審議会の定数を定めているものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  (憲法、法令に抵触しないか。)	法律の規定に基づき、教科用図書選定審議会の定数を定めているものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
	見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項
改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)